

○厚生労働省令第七十号
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令
和元年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締
法施行規則及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部
を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十八日

厚生労働大臣 加藤勝信

麻薬及び向精神薬取締法施行規則及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

(麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正)
第一條 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次のよつて改正する。

(法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める者)
第一条の二 法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第五十条第一項第二号の厚生労働省令で定める者)
第十四条の二 法第五十条第二項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(法第三条第三項第五号の厚生労働省令で定める者)
第一条の二 法第三条第三項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者とする。
(法第五十条第二項第二号ホの厚生労働省令で定める者)
第十四条の二 法第五十条第二項第二号ホの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

別書第一号様式及び別記第一号様式中「(4) 後見開始の審判を受けること」を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和二
次の表のように改正する。

年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

4 法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一五 (略)

六 都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第六項、第六条第一項及び第十五条の六第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その業局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

4 法第四条第三項第四号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一五 (略)

六 都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第六条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。又は特別区の区域においては、市長又は区長。第六項、第六条及び第十五条の六第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その業局の営業時間のうち特定販売のみを行つ時間がある場合に限る。）

六 都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第二百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第六項、第六条第一項及び第十五条の六第四号において同じ。）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（その薬局の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）

7 申請者が法人である場合であつて、都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長）がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第五項第九号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ及びヘに該当しないことを説明する書類を提出することができる。

8 (略)

(薬局開設の許可の更新の申請)

第六条 (略)

2 前項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項目において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を前項の申請書に添付しなければならない。

(製造販売業の許可の更新の中請)

第二十三条 (略)

(略)

3 第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項目において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(製造業の許可の更新の中請)

第三十条 (略)

(略)

3 第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項目において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(製造販売業の許可の更新の中請)

第一百四十四条の六 (略)

(略)

3 第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項目において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(製造業の登録の更新の中請)

第一百四十四条の十三 (略)

(略)

3 第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項目において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(製造業の登録の更新の中請)

第一百四十四条の十三 (略)

(略)

7 申請者が法人である場合であつて、都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長）がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第五項第九号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号ホ（成年被後見人に係る部分を除く。以下同じ。）及びヘに該当しないことを説明する書類を提出することができる。

8 (略)

(薬局開設の許可の更新の申請)

第六条 (略)

(新設)

2 (製造販売業の許可の更新の申請)

第二十三条 (略)

(新設)

2 (製造業の許可の更新の申請)

第三十条 (略)

(新設)

2 (製造業の登録の更新の申請)

第一百四十四条の六 (略)

(新設)

2 (製造業の登録の更新の申請)

第一百四十四条の六 (略)

(新設)

(製造販売業の許可の更新の申請)

第一百三十七条の六 (略)

3 | 2 (略)

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(製造業の許可の更新の中止)

第一百三十七条の十三 (略)

3 | 2 (略)

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(準用)

第一百四十二条 店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第八号及び第九号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」のあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十一号中「第一条第三項各号」とあるのは「第一条第三項各号」と、同条第十二号中「第一条第四項各号」とあるのは「第一条第四項各号」と、同条第十三号中「第一条第五項各号」と、同条第十四号中「第一条第六項各号」と、同条第十五号中「第一条第七項各号」と、同条第十六号中「第一条第八項各号」と、同条第十七号中「第一条第九項各号」と、同条第十八号中「第一条第十項各号」と、同条第十九号中「第一条第十一項各号」と、同条第二十号中「第一条第十二項各号」と、同条第二十一号中「第一条第十三項各号」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百四十九条 配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第八号、第九号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十一号中「第一条第三項各号」とあるのは「第一条第三項各号」と、同条第十二号中「第一条第四項各号」とあるのは「第一条第四項各号」と、同条第十三号中「第一条第五項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百四十九条 配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第八号、第九号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十一号中「第一条第三項各号」とあるのは「第一条第三項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百五十五条 卸売販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第六号中「氏名、住所及び適当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と、同条第十号中「医薬品の販売業」とあるのは「卸売販売業以外の医薬品の販売業」と読み替えるものとする。

(販売従事登録の消除)

第一百五十九条の十 (略)

4 | 2 (略)

登録販売者又はその法定代理入若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になつたときは、連絡なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出るものとする。

(略)

(製造販売業の許可の更新の申請)

第一百三十七条の六 (略)

2 (新設) (略)

(製造業の許可の更新の中止)

第一百三十七条の十三 (略)

2 (新設)

(略)

(新設)

(略)

(新設)

第一百五十九条の十 (略)

2 | 3 (略)

(略)

(準用)

第一百七十八条 高度管理医療機器等の販売業者等については、第二条から第六条まで、第十五条の九及び第十八条の規定を準用する。」の場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第八十九」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十」と、第十五条の九第一項中「登録販売者として」とあるのは「第百六十二条第一項第一号又は第二項第一号に規定する」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(修理業の許可の更新の申請)

第一百八十五条 (略)

(略)

第一項において申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。以下この項において同じ。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を同項の申請書に添付しなければならない。

(準用)

第一百九十六条の五 再生医療等製品の販売業者については、第一条から第七条まで（同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。」の場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び適当たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百九十六条 高度管理医療機器等の販売業者については、第二条から第七条まで（同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。」の場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び適當たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

第一百八十五条 (略)

(略)

(修理業の許可の更新の申請)

(略)

(新設)

(準用)

第一百九十六条の五 再生医療等製品の販売業者については、第一条から第七条まで（同条第四号、第五号及び第七号から第十二号までを除く。）の規定を準用する。」の場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第九十四の三」と、第六条中「様式第五」とあるのは「様式第九十四の四」と、第七条第六号中「氏名、住所及び適當たり勤務時間数」とあるのは「氏名及び住所」と読み替えるものとする。

様式第一、様式第五、様式第七十六、様式第七十八、様式第八十三及び様式第八十六中「(5) 後見開始の審判を受けていること」を削り、「(1)欄から(5)欄」を削り、「(1)欄から(4)欄」に改め、「(5)欄にあつては「ある」と」を削る。

様式第十九、様式第二十一、様式第六十三の二、様式第六十三の四、様式第八十六の二、様式第八十七、様式第九十、様式第九十一、様式第九十三、様式第九十四条の二及び様式第九十四条の四中「(5)後見開始の審判を受けていること」を削り、「(1)欄から(5)欄」も「(1)欄から(4)欄」に改め、「(5)欄にあつては「ある」と」を削る。

様式第十八、様式第二十二、様式第六十三の五及び様式第六十三の七中「(5)後見開始の審判を受けていること」を削り、「(1)欄から(5)欄」も「(1)欄から(4)欄」に改め、「(5)欄にあつては「ある」と」を削り、「(1), (2), (3), (4) and (5)」を「(1), (2), (3) and (4)」に改め、「(5) "Yes"」を削る。

様式第六中「又は成年後見人」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるいの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されてゐる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り締りて使用することができる。